

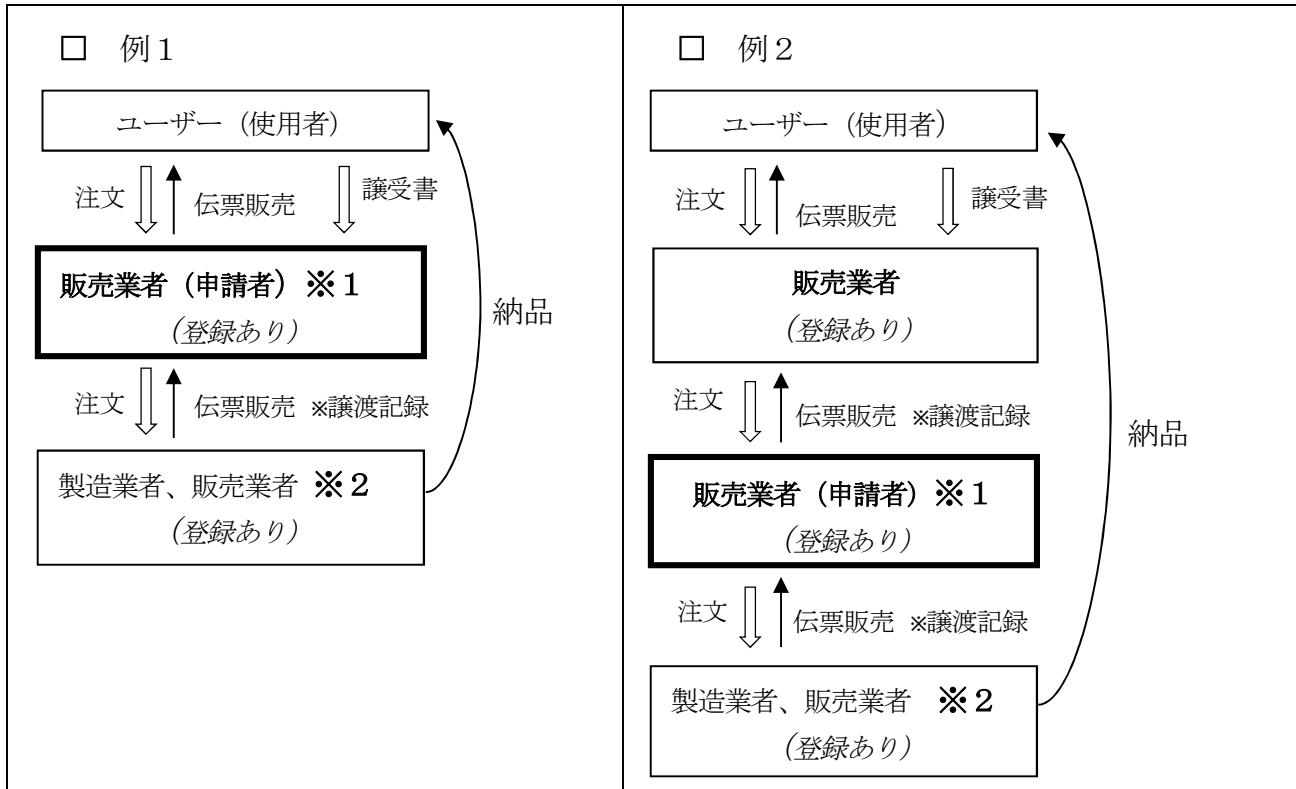
## (流通経路図記入用紙)

販売業者名(※1)

記入日

取扱品目

毒劇の別	商 品 名	成 分 名

流通経路図 該当する販売経路例にチェックを入れてください

## ※2 製造業者名、販売業者名

名 称	所 在 地

## 譲渡手続きについて (毒物及び劇物取締法第14条)

(1) 毒物劇物営業者へ販売する場合 ※ 必ず相手方の毒物劇物販売業の登録の有無を確認すること。

販売する側が、①～③の事項を書面に記載し、5年間保存する。

- |  |              |
|--|--------------|
| ① 毒物又は劇物の名称及び数量                            | ② 販売又は授与の年月日 |
| ③ 譲受人の氏名、職業及び住所 (法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地) |              |

(2) 毒物劇物営業者以外へ販売する場合

譲受人から、①～③の事項を記載し押印または署名した書面 (譲受書) を受け、5年間保存する。

※ 必ず相手の身元確認を行い、利用目的を聞き取り、毒劇物の種類や量が適当であるかを確認すること。